

公益財団法人沖縄県建設技術センター 中古住宅適合証明業務約款

(契約履行)

第1条 申請者（以下「甲」という。）及び公益財団法人沖縄県建設技術センター（以下「乙」という。）は、この約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ）及び「公益財団法人沖縄県建設技術センター適合証明業務規程」（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

(責務)

- 第2条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、適合証明引受承諾書（以下「引受承諾書」という。）に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。
- 3 甲は、別に定める「公益財団法人沖縄県建設技術センター適合証明業務手数料規程」（以下「手数料規程」という。）に基づき算定され、引受承諾書に定められた額の手数料を、第3条第2項に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 4 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象住宅（以下「対象住宅」という。）の状況を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 5 甲は、乙が業務を行う際に、対象住宅又は対象住宅の敷地に立ち入り、業務上必要な調査を行うことができるよう協力しなければならない。
- 6 甲は、乙の適合証明業務において、対象住宅に関し乙がなした適合証明関係諸規程等への不適合の指摘に対し、速やかに申請関係図書の修正その他必要な措置をとらなければならない。
- 7 前項の場合、甲が必要な措置をとり、乙が適合証明を交付するにおいて、現地にて再度物件調査を必要と認める場合には、甲は前第3項の規定により、既に支払った手数料の額の4割を、改めて乙に支払わなければならない。

(適合証明の業務期日)

- 第3条 乙の業務期日は、乙の引き受けの日から14日を経過する日とする。
- 2 前項の業務期日の算定には、業務規程第2条第2項に規定する休日は含まれない。
- 3 乙は、甲が前条第4項から第6項に定める責務を怠ったとき、その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他必要な事項については、甲乙協議して定める。

(手数料の納入)

- 第4条 甲は、物件調査・適合証明引受承諾書交付時に、手数料規程に定める手数料額を手数料規程に定める支払い方法により乙に支払うものとする。
- 2 第2条第7項の規定による場合は、検査日の前日までに手数料規程に定める支払い方法により乙に支払うものとする。

(甲の解除権)

- 第5条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- (1) 乙が、正当な理由なく、第2条第1項に掲げる業務を業務期日までに完了せず、又はその見込みのない場合
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて勧告してもなお是正されない場合
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知して、この契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、既に支払った手数料の返還を乙に請求することができる。また、甲はその契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないもの

とする。

- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、既に支払われている手数料を甲に返還しないものとする。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙に損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

- 第6条 乙は、甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて勧告してもなお是正されないときは、甲に書面をもって通知し、この契約を解除することができる。
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、これを甲に返還しない。また、乙はその契約解除によって甲に生じた損害については、その賠償の責めに任じないものとする。
 - 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

- 第7条 乙は、次の各号に該当する場合、一切の責任を負わない。
- (1) 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて物件調査・適合証明書の交付がなされた場合
 - (2) 乙に故意又は重大な過失がない場合
- 2 乙は、物件調査・適合証明書の交付をすることにより、甲の申請に係る対象住宅が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するか否かを保証するものではない。

(秘密保持)

- 第8条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(別途協議)

- 第9条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈につき疑義が生じた事項については、甲乙とも信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。